

二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、差別や偏見のないまちの実現を目指すため、パートナー関係にある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が町内に住所を有していること又は一方が町内に住所を有し、他方が3月以内に町内に転入予定であること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、代筆させること

ができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項ただし書の規定は、第7条に規定する申請及び第8条に規定する届出についても同様とする。
- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。
- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 4 前条第2号に規定する町内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長に提出しなければならない。
- （通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、外国籍、性別違和等で町長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。
- （交付書類）

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認める場合は、宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

- 2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、町長はパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。
- 3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する交付において、費用は発生しないものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により、受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名（通称名を含む。）を変更したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、町長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書に、町長が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 第4条第3項の規定は、再交付の申請について、準用する。
- 4 町長は、再交付申請書の提出を受けた場合において、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されているときは、受領証等を再交付するものとする。
- 5 前項に規定する再交付において、費用は発生しないものとする。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第5号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて町長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき（特別な事情により双方の意思によることのできないと町長が認めたときを含む。）。
 - (2) 一方又は双方が町外に転出したとき（一時的な場合を除く。）。
 - (3) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。
 - (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情があるときは、宣誓者の一方（当事者）は、町長に申し立てなければならない。
 - 3 町長は、前項の申し立てがあつた場合において、内容を審査し、特別な事情があると認めるときは、第1項に定める返還届及び受領証等の提出を受けものとする。

(宣誓の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当するときは、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があつたとき。
- (3) 第3条各号（第1号及び第5号を除く。）の規定に反しているとき。

(4) 第4条第4項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(交付番号の公表)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、返還され、又は宣誓を無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第11条 町長は、宣誓書を、受領証等が返還され、又は宣誓を無効とするまでの間及びその後5年間保存する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行により行われる宣誓のために必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。